

日本における難民受け入れの現状
と今後の施策の提言

B4EB1007

浅野 飛翔

目次

はじめに

1章 難民について

- 1-1 難民の定義
- 1-2 難民の歴史
- 1-3 難民の現状
- 1-4 日本における難民

2章 難民受け入れに対する国民の反応

- 2-1 難民受け入れに対する意識調査(日本)
- 2-2 難民受け入れに対する意識調査(ドイツ)

3章 現状の難民受け入れの施策

- 3-1 政府による難民支援
- 3-2 企業による難民支援

4章 考察と提言

- 4-1 考察
- 4-2 今後の提言

謝辞

参考文献

参考ホームページ

はじめに

世界の各地では、宗教上の対立などの理由で紛争が発生している。紛争の起きている地域では国を追われた難民が今も尚、増え続けている。そして、母国から逃れた後も彼らに待っているのは安穏な生活であるとは決して言えない。移住先でも言語の壁や差別などの被害に遭遇し、移住先の国を更に追われる事態となった難民も存在している。しかし、移住に際して、リスクを伴うのは移住する難民だけではない。受け入れる側の国の政府や国民も経済的負担や治安の悪化などのリスクと対峙しなければならない。人道的感情と現実的リスクの調整が難民の受け入れをより複雑な問題にしている。

近頃では、中東からヨーロッパへと渡る難民が世界の大きな注目を集めた。その中でも特にシリア難民のヨーロッパ各国への流入は世界における大きな関心事である。シリア難民は中東から地中海を渡り、ヨーロッパを目指す。その道程で船が難破してしまい、命を落とした事例も少なくない。そして、無事に海を越えたとしても彼らに待っているのは幸福であるとは限らない。ヨーロッパでは難民の殺到を避けるために治安部隊が導入され、入り口にはフェンスが設けられた。また、更なる難民の流入を避ける為に、欧州理事会では、シリアの難民支援に対して 10 億ユーロの支出を決め、欧州諸国間での難民の受け入れ数の割り当て政策をとった。

そして、2015 年 11 月にフランスのパリで同時多発テロが起こると難民に対する風当たりはより厳しいものとなった。その理由は犯行グループの中に難民申請を行っていた者が含まれていたからである。政府が限られている情報の中で難民申請を行った人物が純粋に迫害から逃れてきたのか、テロを企てている危険分子なのか判別するのは容易な事ではない。この事件から、難民の流入による治安の悪化は以前にも増して問題視された。

自国民の安全と繁栄と難民の保護を両立させることは困難な事である。アメリカではトランプがアメリカ第一主義を掲げ大統領に就任した。国境沿いに壁を設立するなどの自国第一の排他主義は批判もされるが、その政策は同時に熱狂的な賛同も得ている。人道的には排他主義は賛同を得るものではないが、現実的な問題を考慮した場合には理に適っていると言えなくもない。この理想と現実との対立は難民の受け入れを考える際に最も大きなテーマであると言える。

日本に目を向けてみると、現時点では政府は難民受け入れに決して積極的であるとは言えない。その理由としてはそもそも紛争の起きている地域が日本から地理的に離れており縁遠いというものもあるが、日本の島国であるという地理的特性や江戸時代の鎖国に代表されるような歴史的特性も少なからず要因となっているかもしれない。国内問題に目を向けてみると日本は少子高齢化が長い間、叫ばれており生産年齢人口の減少と言った課題に直面している。この論文では、最終的に今後の日本における難民の受け入れの増加と同時にその難民を働き手にすることによって生産年齢人口を確保し、国力を維持する事を両立することはできるかどうかということを中心に考察する。その為にこれまで難民を積極的に受け入れてきた欧州の施策や課題を洗い出し、日本の難民受け入れの展望と施策について提言しようと思う。

1章 難民について

この章では難民に対する今後の施策について述べるにあたって、これまでの難民の基本的な情報について論じようと思う。

1-1 難民の定義

難民についての定義は明確なものはないが、ここでは難民と混同して考えられやすい移民と比較することによって難民とは特にどのような人々の事を指すのか説明する。まず、移民についてだが、国際移民についての正式な法的な定義は存在しない。しかし、専門家の多くは移住の理由や法的地位に関係なく定住国を変更した人々を概して、国際移民とみなしている。一般的には、移住の中でも3か月から12か月間の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒常移住として区別している。

次に難民であるが、難民とは、迫害の恐れ、紛争など、公共の秩序を著しく混乱させることによって、国際的な保護の必要性を生じさせる状況を理由に、出身国を逃れた人々を指す。公共秩序を混乱させる要因について細かく見ると対外戦争、民族紛争、人種差別、宗教的迫害、思想的弾圧、政治的迫害、経済的困窮、自然災害、飢餓、伝染病などの理由が挙げられる。難民の定義は1951年の難民の地位に関する条約で定められている。

1951年難民の地位に関する条約 第1章 一般規定 第1条 難民の定義より

「(1)1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書または国際避難民機関憲章により難民と認められている者。国際避難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件をみたす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。

(2)1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。

二以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいづれか一の国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保護がないとは認められない。」

(UNHCR 日本)

しかし、この1951年に締結された条約ではそれ以降に発生した難民の保護にまで制度が行き届

いていなかった。そこで、1967年に定められた難民に関する議定書では、以前の条約を補足する形で1951年1月1日前という時間的制限を廃し、条約の定義に該当することとなるすべての難民に等しい地位を与えることを目的として締結された。この1951年と1967年に定められた2つの条約を合わせて難民条約と呼ぶのが一般的である。

難民の地位に関する1967年の議定書 第1条より

「1 この議定書の締約国は、2に定義する難民に対し、条約第2条から第34条までの規定を適用することを約束する。

2 この議定書の適用上「難民」とは、3の規定の適用があることを条件として、条約第1条を同条A(2)の「1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ」及び「これらの事件の結果として」という文言が除かれているものとみなした場合に同条の定義に該当するすべての者をいう。

3 この議定書は、この議定書の締約国によりいかなる地理的な制限もなしに適用される。ただし、既に条約の締約国となっている国であって条約第1条B(1)(a)の規定を適用する旨の宣言を行っているものについては、この宣言は、同条B(2)の規定に基づいてその国の義務が拡大されていない限り、この議定書についても適用される。」

(UNHCR 日本)

1-2 難民の歴史

難民という存在それ自体は、人類の歴史が数多くの戦いの歴史であることから分かるように絶えず存在し続けてきた。しかし、それが国際社会の注目を浴びるようになったのは第一次世界大戦以降である。第一次世界大戦後、ロシア革命やオスマン帝国の崩壊によって、政治的、社会的構造の変化に伴う新たな体制に馴染むことができずに外国に逃れる難民が急増した。さらに第二次世界大戦中には、ホロコーストなどにより、難民問題が更に深刻化した。そこで、難民問題に対処するために1950年12月に採択された国連総会議に基づき、全権会議がジュネーブで行われ、1951年7月に「難民の地位に関する条約」、そしてそれを補足する形で1967年に「難民の地位に関する議定書」が採択された。

また、1950年には、第二次世界大戦によって発生した大量かつ広範な地域での難民に対処するため、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が設立された。

国連弁務官事務所の役割

- 1、 難民条約の各国による締結と加入を促進する。また、各国における条約の適用状況を監督する。そして、各国政府と協定を結んで難民の状態を改善し、保護を必要とする人々の数を減らす為に活動する。
- 2、 難民の自発的な帰還や、新国家社会内での同化を促進するための政府や民間団体の活動の支援を行う。

(外務省)

1-3 難民の現状

前述の機関の設立や条約は第二次世界大戦を念頭に置いたものであったが、その後も世界では地域間紛争が絶えず発生した。特に 1990 年代には、クルド難民、ルワンダ難民、東ティモール難民、コソボ難民などが発生し、国際社会では難民の保護に対する重要性が再認識された。

また、居住地を追われながらも国境を越える事なく、避難生活を強いられる国内避難民(IDR : Internally Displaced Persons)の問題も注目されている。国外に逃げた人々が条約による庇護を受けられるのに対して、国内避難民の場合には国家主権の壁により、国際機関から直接の支援が届きづらい状況にある。特に国内避難民はシリア、コロンビア、イラクにおいて発生しており、国際社会による対策が急務である。

現在、世界全体で難民の数は約 6000 万人にも及んでいる。主要な発生地域としてはパレスチナ、シリア、イラク、アフガニスタンなどの中東とコンゴ、南スーダン、スーダン、ソマリアなどのアフリカが挙げられる。2015 年のヨーロッパへの大量の難民の流入や難民申請者も犯行グループの一員だったフランスでの同時多発テロなど難民を取り巻く環境は変化を続けている。

1-4 日本における難民

日本における難民の歴史は、事実上は古くは百済滅亡の時代から存在していたが、国際社会の一員として積極的に関わるようになったのは 20 世紀のインドシナ難民問題が契機である。インドネシア難民は、1975 年のベトナム戦争終結に際し、発生したベトナム難民、ラオス難民、カンボジア難民の総称である。そこで、日本政府は 1981 年の通常国会において「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」への加入が承認された。そして、翌 1982 年の 1 月 1 日をもって同条約と議定書が日本において発効されることとなった。これにより、従来の出入国管理法が改正され、新たに難民認定制度を導入し、名称も「出入国管理及び難民認定法」と改められた。

1982 年の施行から 2017 年までの間に 60674 件の申請があり、そのうちの難民認定数は 708 件、難民認定こそ受けなかったものの人道的観点から在留を許可されたものは 2558 件にも及ぶ。また、近年の場合には申請者数が爆発的に増加しており、2011 年から 2017 年の 7 年間の間で 10 倍以上に増加している。また、申請者数は、7 年連続で過去最多を更新しており、その背景として難民申請中は強制送還されないことや、申請の半年後から働くことができるように 2010 年から制度の運用を変更したことが要因とされている。

しかし、難民の申請者が増える一方で難民の認定者数及びその他の庇護を受けた人々の数はあまり増えていない。昨年の統計では、難民認定申請者数の処理数 1 万 1361 人に対して、認定者数は 20 人というとても狭き門となっている。(申請者数と処理数の間にズレが発生するのは難民認定を審査する際に煩雑な作業が入るため。) 難民認定率でみると 2016 年の我が国の認定率が約 0.2 パーセントであるのに対し、世界平均は約 32 パーセントと大きな開きがある。この理由として、そもそも紛争地域が地理的に離れているために紛争により喫緊の難民認定が必要な者

の申請数が少ないこと、制度上の問題として難民申請中は強制送還されないこと、以前に難民申請を却下された者が繰り返し何度も申請していること、日本政府が厳格に難民認定の条件を守っていることなどが要因として挙げられる。それらの要因を加味したとしても日本政府は、難民の受け入れに対して他国に比べて消極的であると言える。しかし、先の国会で改正入管難民法が与党などの賛成多数により可決、成立をするなど今後はその風向きが変わっていく可能性がある。

過去 10 年間の難民認定申請数及び認定者数の推移



(アムネスティ 日本)

2章 難民受け入れの現状

2-1 難民受け入れに対する意識調査(日本)

これまでは、難民の受け入れに対しての国家や世界という大きな視点でその対応とその歴史を記述してきた。しかし、受け入れたのちに難民と直接的に触れ合うのはその国の国民である。その国民自身が難民受け入れに対して否定的であれば、いくら政府が積極的に難民の受け入れを推進したとしても良い結果とはならないだろう。そこで、この章では難民受け入れに対しての実際の国民感情について考えてみようと思う。そこで、今回の論文を執筆するにあたりアンケート調査を実施した。調査はインターネット上のアンケートフォームを通して行った。調査期間は2018年10月上旬から2018年11月上旬までの約1か月間である。回答人数は55人でいずれも日本人である。以下にアンケートの設問内容と回答の選択肢を記す。

難民受け入れに関するアンケート(日本人向け)本文

設問1 あなたの年齢を教えてください。(選択式)

～10代、20代、30代、40代、50代、60代～

設問2 あなたの所属(出身)学部を教えてください。(自由記述)

設問3 あなたの海外渡航歴について教えてください。(選択式)

海外渡航歴がない、1週間程度海外に滞在したことがある、1か月程度海外に滞在したことがある、半年程度海外に滞在したことがある、1年程度海外に滞在したことがある、2年以上海外に滞在したことがある

設問4 あなたは難民という言葉を目にしたことはありますか?(選択式)

はい、いいえ

設問5 あなたは難民という言葉の意味を理解していますか?(選択式)

理解している、ある程度理解している、どちらともいえない、あまり理解していない、全く理解していない

設問6 あなたは難民の方と交流したことがありますか?(選択式)

ある、ない

設問7 あなたは日本が今後も難民を受け入れることに賛成ですか?反対ですか?(選択式)

賛成、どちらかといえば賛成、どちらともいえない、どちらかといえば反対、反対

設問8 難民の受け入れに何故、賛成または反対するのか理由があれば教えてください。(自由記述)

設問9 日本が今後も難民を受け入れることになった際、懸念することはありますか?(自由記述)

設問10 何かご意見、ご感想等あればご自由にお書きください。(自由記述)

アンケートの回答結果(回答数 55)

設問 1

あなたの年齢を教えてください。(回答数 55)

20代 55名(100パーセント)

設問 2

あなたの出身(所属)学部を教えてください。(回答数 54)

経済・経営系 16名 文学系 12名 工学系 5名 医療系 3名 国際系 3名 教育系 1名
政治系 3名 法学系 2名 理学系 2名 農学系 2名 芸術系 1名 社会系 1名 心理系 1名

設問 3

あなたの海外渡航歴について教えてください(回答数 55)

海外渡航歴がない 14名 1週間程度、滞在したことがある 19名

1か月程度、滞在したことがある 16名 半年程度、滞在したことがある 1名

1年程度、滞在したことがある 4名 2年以上、滞在したことがある 1名

設問 4

あなたは難民という言葉を目にしたことがありますか?(回答数 55)

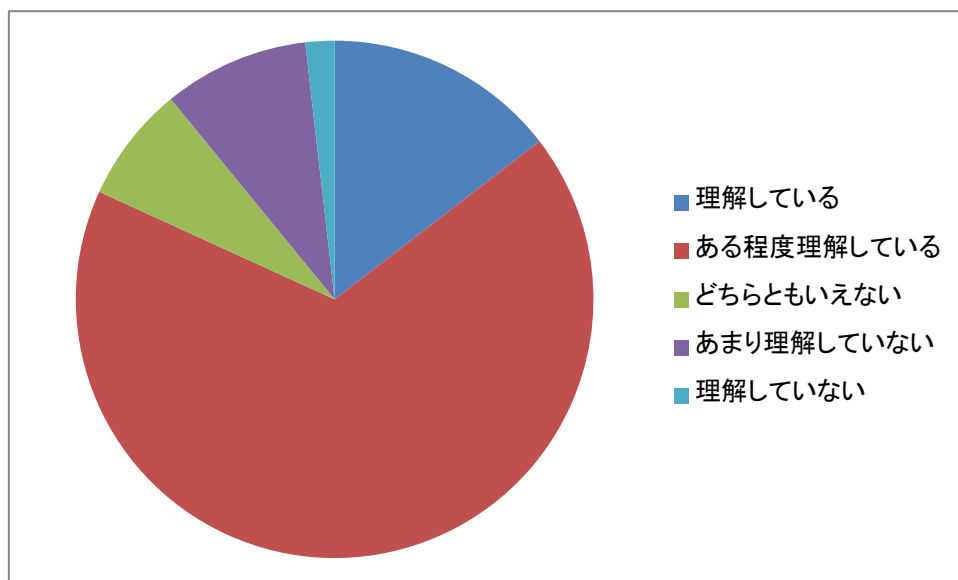
ある 55名(100パーセント)

設問 5

あなたは難民という言葉の意味を理解していますか?(回答数 55)

理解している 8名 ある程度理解している 37名 どちらともいえない 4名

あまり理解していない 5名 全く理解していない 1名



設問 6

あなたは難民の方と交流したことがありますか?(回答数 55)

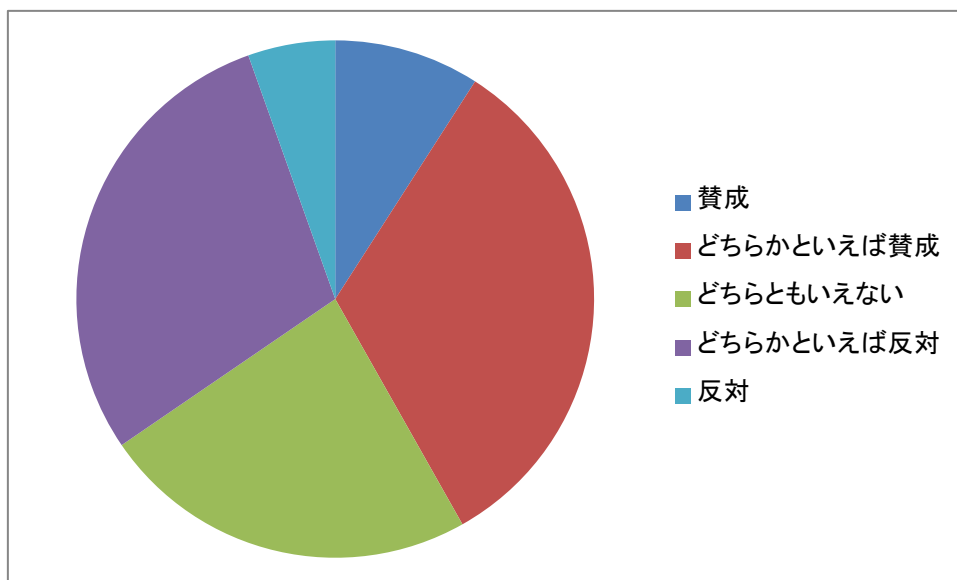
ある 1名 ない 54名

設問 7

あなたは日本が今後も難民を受け入れることに賛成ですか？反対ですか？(回答数 55)

賛成 5名 どちらかといえば賛成 18名 どちらともいえない 13名

どちらかといえば反対 16名 反対 3名



設問 8

難民の受け入れに何故、賛成または反対するのか理由があれば教えてください。(回答数 37)

賛成側

労働力の確保、人道的観点からの保護、人口減少の歯止めなど。

反対側

治安悪化、差別、受け入れ体制の不備、難民受け入れの前に日本の国内問題を解決すべきなど。

設問 9

日本が今後も難民を受け入れることになった際、懸念することはありますか？(回答数 34)

治安悪化、財政不安、国民の負担増、難民差別、言語の壁、雇用問題、反受け入れ派との国内対立など。

アンケートの考察(日本)

このアンケートの結果を見ると日本では、難民という言葉は広く一般的に使用されており、大多数の人が意味も理解こそしているが実際に交流した経験はない事が分かる。日本の島国という地理的特性上、難民受け入れに対して消極的な感情があると仮説を立てていたが、意外なことに難民受け入れに対して、賛成が反対を僅差ではあるが上回った。受け入れ賛成側の理由としては大きく分けて2つの理由があった。1つ目は、人道的な立場から困っている人がいるのなら手を差し伸べたいという思いである。そして、2つ目は現実的な問題として日本の生産年齢人口が減

少していく中で難民受け入れをすることにより労働人口を確保したいという立場である。また、受け入れに対して反対だった者の中にも1人の人間としては賛成だが、日本国民という立場で難民問題を見たときには受け入れに反対であるという意見もあった。この事から、人間が人間を支えあうという人間の理想的状態と国益が両立すれば、国民は難民の受け入れに対して積極的になると考える。日本に即して考えた場合、難民受け入れによる労働力の確保や人口減の歯止めの恩恵が、治安の悪化や財政不安などのデメリットを上回ったとき、これまで以上に難民の受け入れは積極的に行われるものと考えられる。

2-2 難民受け入れに対する意識調査(ドイツ)

2-1 では日本における難民受け入れに対する国民の感情を論じた。しかし、日本ではヨーロッパ諸国と比べた場合に難民の受入数が非常に少なく、難民を受け入れたことに対する恩恵、そして弊害のどちらも実感することは難しい。そこで、これまでに難民を積極的に受け入れてきたドイツの同年代の人々にもアンケート調査を実施した。実際に難民を多数、受け入れているドイツとあまり受け入れていない日本の若年層との間に難民に対してどれほどの意識の差があるのか比較をしながら追っていきたいと思う。この調査もインターネット上のアンケートフォームを利用して回答を集計した。調査期間は 2018 年 10 月下旬から 2018 年 11 月下旬である。以下にその設問の内容を記す。

難民受け入れに関するアンケート(ドイツ人向け)本文

設問 1 May I ask your age?(選択式)

～10代、20代、30代、40代、50代、60代～

設問 2 What do you major in?(自由記述)

設問 3 Do you understand the word meaning "refugee"?(選択式)

理解している、ある程度理解している、どちらともいえない、あまり理解していない、全く理解していない

設問 4 Do you have a relationship with refugee?(選択式)

はい、いいえ

設問 5 Do you agree or disagree that Germany continue to accept refugees in Germany?(選択式)

賛成、どちらかといえば賛成、どちらともいえない、どちらかといえば反対、反対

設問 6 Please tell me reasons that you agree or disagree.(自由記述)

アンケートの回答結果(回答数 22)

設問 1

あなたの年齢を教えてください。(回答数 22)

20代 21名 30代 1名

設問 2

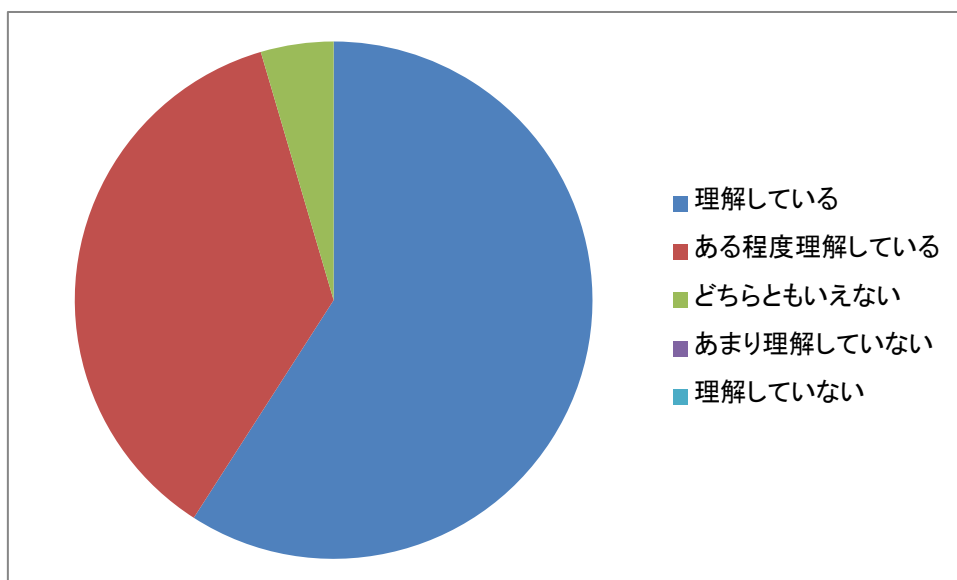
あなたの所属(出身)学部を教えてください。(回答数 22)

設問 3

あなたは「難民」という言葉の意味を理解していますか？(回答数 22)

理解している 13名 ある程度理解している 8名 どちらともいえない 1名

あまり理解していない 0名 理解していない 0名



設問 4

あなたは難民の方との交流がありますか？(回答数 22)

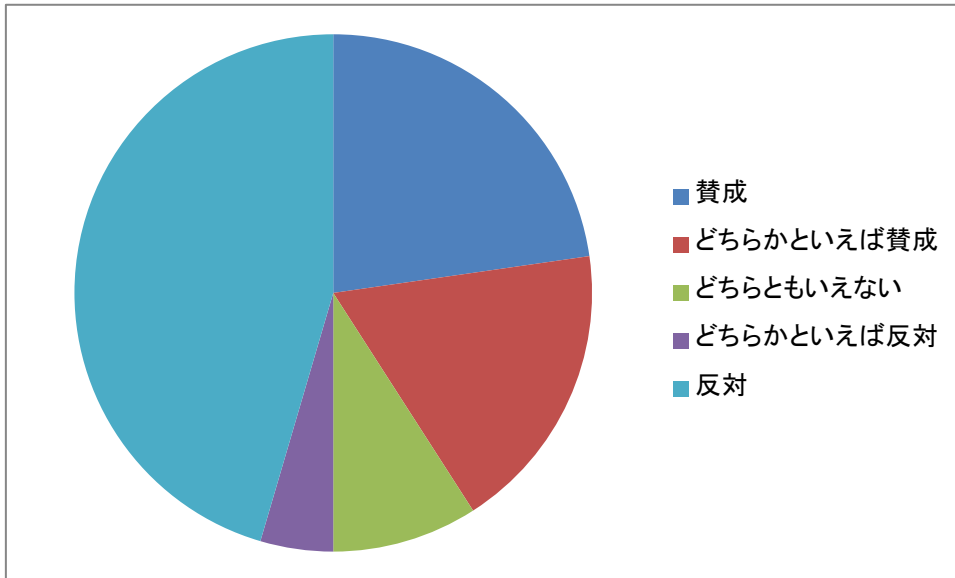
ある 3名 ない 19名

設問 5

あなたは今後もドイツが難民を受け入れることに賛成ですか？反対ですか？(回答数 22)

賛成 5名 どちらかといえば賛成 4名 どちらともいえない 2名

どちらかといえば反対 1名 反対 10名



設問 6

難民の受け入れに何故、賛成または反対するのか理由があれば教えてください。(回答数 9)

賛成側

私たちは難民を助ける必要があるが、国の安全を守るためにより選別して難民を受け入れるべきである。

時として、人は自分の望みとは裏腹に故郷を離れなくてはならない状況に直面するから。

反対側

ドイツには難民受け入れよりも先に解決すべき課題がある。

自国民の生活に対する政策の方が難民受け入れよりも先立つべきである。

アンケートの考察(ドイツ)

アンケートの結果からドイツでは日本よりも難民という言葉に対する理解がより進んでいるのが分かる。これは、近年メルケル大統領が難民を積極的に受け入れるという政策を国民に向けて発表したことによって、難民に対する関心が高まったことが要因としてあげられる。ただし、理解こそ高まってはいるが難民受け入れに対してはあまり好意的であるとは言えない。人道的な観点や理想論からいえば難民を受け入れるという義務を国家としてドイツは果たすべきという考えはもちろん存在するが、難民の大量流入という現実的な問題に実際に直面したことによって、より自分自身の生活に影響を及ぼす問題として考えるようになったため、難民受け入れに対して日本人以上に慎重になったと考えられる。

3章 現状の難民受け入れの施策

3-1 政府による難民支援

日本政府による難民の受け入れは確かにヨーロッパ諸国に比べると進んでいないかもしれない。しかし、アジア初の第三国定住プログラムを設定するなど先進的な政策も実施されている。この項では UNHCR のホームページを参考として日本政府の難民支援活動について紹介しようと思う。

1 資金協力

日本政府は拠出金などを通じて、難民の人道支援を行っている。近年では 2011 年 3 月に発生したシリア紛争で難民が発生した際に、日本政府は UNHCR を含む国連、国際機関、NGO に向けた無償資金協力や円借款を通じて支援を実施した。また、2013 年 11 月にフィリピン中部に台風が発生し、多くの避難民が発生した際にも日本政府は緊急無償資金協力を行い、これを支援した。

2 物資協力

日本政府は資金の援助だけでなく、人道危機に対しての生活物資やテントの提供なども行っている。紛争の際には日本政府は、内閣府国際平和協力本部事務局(SPCH)を通して、テントやビニールシート給水容器、スリーピングマットなどの人道支援物資を難民・国内避難民に提供してきた。2013 年には、南スーダンの難民・国内避難民に向けてテントと支援物資が日本政府によって提供された。

また、自然災害の時には国際協力機構(JICA)を通じて物資協力が行われており、ヨルダンで洪水が発生した際には、ザータリ難民キャンプに JICA からテントと毛布が提供された。

3 国外における難民の支援

JICA と UNHCR は協力して難民支援とその土地での継続的な開発の援助を行っている。難民・国内避難民とホスト・コミュニティの双方を対象とした開発援助を行うことによって両者間の緊張関係の緩和と生活環境の改善を図ろうとしている。

また、国外に人材を派遣することによる支援も行っている。各国政府が給与を負担して国際機関で働きたいと思っている若手の人材に国際機関での実務経験を積ませる制度である

JPO(Junior Professional Officer)派遣を日本では外務省の国際機関人事センターが実施している。また日本政府の助成によって、緊急事態対策地域センター、通称 e センターも設立された。この団体では、人道危機への対応力の強化を図るためにアジア・太平洋地域で活動する人道支援機関を対象として人材育成のプログラムを実施してきた。また、青年海外協力隊や国連ボランティアとして、人道支援や開発援助の活動に参加している人もいる。

4 日本国内における難民の支援

日本は 2008 年にアジアで初めて第三国定住による難民受け入れを政府によって決定した。第三国定住プログラムは 2010 年からタイで避難生活を送るミャンマー難民を毎年約 30 名受け入れることを開始した。また、難民受け入れコミュニティとしての取り組みとして、日本語講座や文化研修、学校での放課後の補習が行われている。

また、日本に滞在する難民で、経済的な理由から高等教育を諦めなければならない状況にある人々向けに難民高等教育プログラムが組まれており、大学での4年間の学部教育の機会が提供されている。

2-4 企業による難民支援

1 株式会社ラッシュジャパン

「Refugee Welcome Campaign」と題して、数量限定のチャリティ商品である「Refugee Welcome」という商品を発売。その売上金の全額を難民支援協会に寄付し、路上生活を余儀なくされている難民に対する支援に役立てている。また、難民を対象とした採用活動も実施している。

2 IKEA

「難民キャンプに明かりを届けよう」キャンペーンとして、全国のIKEAでLED電球を1つ買うたびに1ユーロがUNHCRに寄付されるという活動が行われた。この寄付金は難民キャンプに明かりを届けるために役立てられた。各家庭に1つソーラーランタンを支給し、携帯の充電器や日常生活を送る上での照明として使用された。また、2017年にはヨルダンのアズラック難民キャンプに太陽光発電所が設立され、その稼働資金もこのキャンペーンの資金によって賄われた。

3 SONY

2007年から日本に住む人々が難民問題に触れてもらう機会を提供することを目的に行われている「UNHCR 難民映画祭」に対して協賛を続けている。また、意識啓発のために社員向けに国連UNHCR協会のチャリティランナーとしてマラソン大会に参加する社員を募集している。その他にも勉強会を実施し、難民問題に対する意識の啓発に取り組んでいる。

4章 考察と提言

4-1 考察

難民の受け入れに対しての懸念の一つに難民に対する恐怖心というものが存在する。その恐怖心が難民受け入れによる日本の治安が悪化するのではないかという憂慮に繋がっている。未知なるものに対して恐怖心を少なからず抱くのは人間の本能として当然の反応であろう。また、その恐怖心というのは難民そのものだけではなく、日本政府が難民を受け入れるという行為そのものに対しても人々は不安や脅威を感じている。その例として国の財政不安や日本人労働者の雇用問題などがあげられる。また、難民に対して共感をしているがために本当に日本で受け入れることが彼ら難民にとって幸福であるかどうかに対して疑問視する人もいる。そのような人々は日本の受け入れ態勢に不安を持っている。その不安というのは、外国人労働者の労働環境の劣悪や日本人と難民の間との言語の壁などが挙げられる。このように人道的な観点としては日本の難民受け入れに対して比較的、賛成の立場であるが、現時点での日本の現状を省みると必ずしも反省とは言い切れないという立場の人が多く見受けられた。そのような中で日本政府は国家の役割として、対外的には難民の受け入れとその保護、対内的には自国民が難民を受け入れることに対して誰しもが賛成することができるような環境づくりの双方を両立させなければならない。そのような環境の構築には長い年月をかける必要があり、他国の先行事例を参考にしうえて日本固有の地理、歴史、宗教など複雑に入り組んだ条件に適合するような制度でなければならない。

4-2 今後の提言

それでは、どのような制度が日本において今後も難民を受け入れるにあたって必要であるか考えてみる。まず、難民を受け入れる為には、難民を積極的に受け入れることに先んじて日本の国内問題を解決する必要がある。それには日本人労働者の雇用問題や今もなお、国内で続いている差別やいじめの問題などがあげられる。前者の問題を解決しないままに難民を受け入れてしまうと自国民の働き口が確保されないのにも関わらず、難民の雇用の手助けをするのは何事かという政府に対する不満が噴出し、それが更なる難民に対する差別や争いの大きな火種となってしまう。そして、後者の場合には、そのような環境で難民が果たして安全に生活できるのかという問題につながる。元来、難民とは戦争や迫害などを理由として自国を去らなければならなくなった人々である。それらの人々が受け入れ先でも差別を受け、更に国家間をたらいまわしにされるのでは問題はいつになっても解決しない。それ故に、国内問題の解決は難民を受け入れるうえで大前提の課題である。

続いて行わなければならないのは、国民が難民に対して理解を深められるような環境づくりである。日本人は未だ難民に対する関心や理解が浅い現状にある。前述したとおり、人間というものは自分の知らない存在というものに少なからず恐怖心を抱くものである。そして、それが偏見や差別を招く。誰でも難民に対する情報を得られる環境や多文化理解の一環として教育機関等で学ぶ機会を作ることが重要である。

先に述べた2つ自国や自国民に対する制度が先行して初めて、難民が日本で暮らすための施

策を政府は実行すべきである。その施策としては大きく分けると雇用、生活、教育の3つへの対策が主な制度となる。

1つ目は難民の雇用制度である。現代において人が生きるに当たり賃金労働をすることは必要不可欠である。その為には、難民が労働者として受け入れられる環境づくり、そして継続的に働けるような環境づくりが必要である。現在でも街に出れば、外国人が働いている場面を目にすることは多い。しかし、先に起こった外国人技能実習生の賃金未払い問題など外国人が日本で働く際の課題は山積している。働き口の確保と同時に就労先企業の不正行為に対しても政府は目を光らせなければならない。

2つ目は生活の問題である。難民たちは今まで暮らしてきた国と言語も文化も全く異なる土地で暮らすことになる。近隣の住民との無用な諍いを無くすためにもどのように生活をすればよいかをあらかじめ制度を通して学習しておくのは重要なことである。ゴミ捨てや騒音など日常生活を送るにあたって、トラブルの引き金となることは非常に多い。受け入れられたのちに継続的に日本で暮らすためにも外国人の生活に対するフォローアップ体制はより拡充されるべきである。

3つ目は教育制度である。この制度は難民それ自体に対する日本語教育のみならずその子女に対しての教養教育も含まれる。子供たちが学べる環境がなければ将来的にその子供たちの就ける仕事の選択肢が少なくなってしまう、貧困が貧困を招く状況に陥る。そうなってしまえば、最初の項目でも述べた難民の雇用制度の問題にまた問題が立ち返ってしまう。そのような事態を避けるために難民の子女に対しても教育体制を充実させる必要がある。

難民受け入れによって難民自身が生命の危険に脅かされず新たな土地で人生をスタートすること、そして日本が労働人口の恒常的な減少から立ち直ること。この2つを難民受け入れによって両立させることは決して不可能なことではない。ただし、この共存共栄を実現させるためには今まで以上に自国民に対する政府のケアが必要になる。日本の国家としての役割においての大前提は自国民の繁栄である。それが実現されて初めて難民の受け入れという国際的な責務が達成される。

謝辞

この論文を執筆するにあたってご指導いただいた高浦先生、並びに様々な助言を頂いたゼミの皆様にご場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

参考文献

UNHCR 日本

<http://www.unhcr.org/jp/>

国際連合 広報センター

<http://www.unic.or.jp/>

外務省

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

国際人権 NGO アムネスティ 日本

<https://www.amnesty.or.jp/>

株式会社 ラッシュ ジャパン

<https://jn.lush.com/tag/refugees-welcome>

SONY JAPAN

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/ForTheNextGeneration/camp/index.html>

株式会社 イケア ジャパン

<https://www.ikea.com/jp/ja/good-cause-campaign/brighter-lives-for-refugees/index.html>

錦田愛子(2016)

『移民/難民のシティズンシップ』 有信堂

毛受敏浩(2016)

『自治体がひらく日本の移民政策 人口減少時代の多文化共生への挑戦』 明石書店

杉村美紀編著(2017)

『移動する人々と国民国家 ポスト・グローバル化時代における市民社会の変容』 明石書店

スティーブン・バートベック(2014)

『トランスナショナリズム』(水上徹男・細萱伸子・本田量久訳) 日本評論社

サンドロ・メッザードラ(2015)

『逃走の権利 移民、シティズンシップ、グローバル化』(北川眞也訳) 人文書院

OECD 編(2010)

『よくわかる国際移民 グローバル化の人的側面』(濱田久美子) 明石書店